

| 十九八 | 七八六 | 五四 | 三二一 | の成省〇財務省告示第三百二十七号 |
|--|--|--------|--------|----------------------|
| 償還期限 | 發行価格 | 振替単位 | 最低額面金額 | 法 |
| た平十額平す額の振 だ成八面成るの記替 し二錢金二。整載法 、十二額十數又の 償三厘百二十倍は規 還年九月につき二十九 が銀行二十日休業日 に | 千億額引日振の以律社 万五千面受本替適用を 円千金け銀機関は日本 万額円で二兆九千三百 円に、るよ最振も額口 円八 | 最低額面金額 | 振替項及の適 | 用振替條項及び適 |
| 額の記定金録に額はよ る低替も額口の面座 と金簿 | 行方法 | 行方法 | 法律の根拠そ | 發行の根拠そ |
| に | と | と | 拠 | 號 |
| | | | 記 | の發行等に關する省令 |
| | | | | （昭和五十七年大藏 省令第三十号） |
| | | | | （平成二十二年九月二十一日） |
| | | | | （平成二十二年十月六日） |
| | | | | （財務大臣野田佳彦） |
| | | | | （國庫短期証券（第一百三十六回）） |

十
三
二
一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
二 銀 金 金 る
十 行 額 を と
二 百 支 き
年 円 払 は
九 に う 、
月 つ 。 そ
二 き の
十 百 翌 営
一 円 日
日 に